

令和
6年度

住民税非課税・均等割のみ課税世帯支援給付金 低所得者の子育て世帯への加算給付金

のご案内

◆概要

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、2024 (令和6) 年度新たに住民税非課税となる世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯に**10万円**を支給します。

さらに18歳以下の児童がいる世帯には、**児童1人につき5万円**を加算します。

◆支給要件

1 住民税非課税・均等割のみ課税世帯支援給付金

基準日2024 (令和6) 年6月3日において、釧路市住民基本台帳に登録がある世帯で、世帯全員の令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税であること。

※下記支給要件から外れる世帯を除く

2 低所得者の子育て世帯への加算給付金

1の要件に該当する世帯のうち、2006 (平成18) 年4月2日以降に出生した児童がいる世帯であること。

※生計同一の別居児童、基準日以降の新生児も要件に該当します。



◆支給要件から外れる世帯

1 令和5年度住民税非課税・均等割のみ課税世帯支援給付金 (7万円・10万円) の対象世帯 (受給済・辞退・未申請世帯など) または当該世帯の世帯主であった方を含む世帯

2 住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯

3 世帯の中に住民税課税となる所得があるにもかかわらず未申告の方がいる世帯

ご不明な点など問合せ先

釧路市給付金コールセンター (☎0120-170-200) まで

※午前8時50分～午後5時20分 (平日のみ)

◆申請方法

1 対象と見込まれる世帯 (市からご案内します)

・順次案内を送付していますので内容をご確認ください。

2 申請が必要となる世帯 (ご自身で申請をお願いします)

・住民票や住民税の情報を把握できない方 (例: 基準日後の新生児、2023 (令和5) 年1月2日以降の転入者、住民税額の更正があった方など) を含む世帯の場合は、申請を行う必要があります。

・申請様式については、市ホームページからダウンロードまたはコールセンターにお問い合わせください。



◆給付方法

1 口座振込を希望する場合は、必要書類が市に届いてから約3週間を目安に振込を行います。

2 銀行口座をお持ちでないなどのやむを得ない場合は現金支給を行いますが、口座振込の場合よりも支給に時間を要します。

◆申請期限

2024 (令和6) 年10月31日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

◆留意事項

1 お電話やメールでの問い合わせに関しまして、ご自身の世帯が対象であるかどうかについては本人確認ができないためお答えを控えさせていただきます。

2 配偶者から暴力を受けている方など、特別な事情がある方は、お早めにご相談ください。



市ホームページ

市ホームページに最新情報を掲載しています!

世帯給付

☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/>

kenfuku/fukushi/1014571/1014594.html

こちらから
アクセスできます



「定額減税しきれないと見込まれる方」への 給付金 (調整給付金) についてのご案内

給付対象者・給付額

◆給付対象者

2024 (令和6) 年1月1日現在、釧路市に住所があり、釧路市から令和6年度個人住民税が課税されている方のうち、以下の条件を満たす方

1 定額減税可能額 (※) が、「令和6年分推計所得税額 (令和5年分所得税額)」または「令和6年度個人住民税所得割額」を上回る方

2 合計所得金額が1,805万円以下の方

※定額減税可能額は以下のとおりです。

・所得税分 = 3万円 × (本人 + 扶養親族数)

・住民税所得割分 = 1万円 × (本人 + 扶養親族数)



◆給付額

① 所得税 定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額

② 住民税所得割 定額減税可能額 - 令和6年度住民税所得割額

給付額 ① + ② (1万円単位に切上げ)

※留意事項

◆ご自身が対象であるかどうかについては、本人確認ができないため、電話ではお答えできません。

◆窓口での受付および現金の支給は原則行いません (※銀行口座がない等、やむを得ない場合に限り窓口で現金を支給しますが、日数を要します)。

ご不明な点など問合せ先

釧路市給付金コールセンター (☎0120-170-200) まで ※午前8時50分～午後5時20分 (平日のみ)

定額減税のご質問については、コールセンターではお答えできません。市役所市民税課市民税係 (☎31-4514) へお問い合わせください。

申請から給付まで

◆案内書類の送付

●支給対象と見込まれる方には、案内書類を送付します。

1 公金受取口座を設定しており、振込口座が判明している方 (口座名義人が本人である方)

⇒2024 (令和6) 年7月下旬から案内書類を送付しています。

2 上記1以外の方

⇒2024 (令和6) 年8月上旬から案内書類を送付します。

届いた方は、必ず内容をご確認ください。

2に該当する方は受給にあたり返送またはオンライン申請が必要です。

口座振込

案内書類に記載されている口座もしくは、指定いただいた口座に振り込みます。

申請期限

2024 (令和6) 年10月31日(木)まで (郵送の場合は当日消印有効)

最新の情報、随時市ホームページにてお知らせします。

調整給付

☎<https://www.city.kushiro.lg.jp/>

kenfuku/fukushi/1014431/1014432.html

こちらからアクセスできます↑

